

# こども同伴勤務規程

## ・目的

法人は子育て中の職員が突発的、単発的、一時的にやむを得ない事情によりこどもを家庭等で保育することが困難な場合に、こどもを同伴して勤務することで休業せず、職員もそのこどもも安心して就業できるよう支援する

## ・方針

1. 法人職員の福利厚生の一環とする
2. こどもにとって、育成の過程で親の働く姿や他の職員との交流の機会をもつことが人間形成並びに社会教育において貴重な経験となることを期待する
3. 法人職員にとって、他の職員のこどもを職場で育成、見守り等を行なうことにより、社会人教育となることを期待する
4. 社会福祉法人として、職員等のこども育成に関して積極的に行動し社会貢献の一環とする
5. 特別養護老人ホーム恵徳苑においては、こどもがいることで本来の「和が家」を入居者にも感じてもらうことができる

## ・申し込み要件

1. 職員：正規職員及び常勤職員
2. こども：
  - ①年齢：6歳（小学校1年生）～
  - ②健康状態：発熱や感染症等の可能性がないこと
3. 所定の申請書にて施設長に事前申請し許可を得ることを原則とする

## ・料金・費用：無償

## ・事故等発生時の対応

故意、過失に関わりなく、こどもが起因する施設内で起こった事故、けが等に関して施設は責任を負いませんので自己の責任において対応すること（利用者へのけがなどがあつた際には施設が損害賠償請求をする場合がある）

## 附則

この規程は平成 30 年 8 月 2 日から施行する

